

㈱ジャスダック証券取引所の創設に伴う店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止等について

平成 16 年 9 月 9 日
日本証券業協会

・見直しの趣旨

現在、日本証券業協会（以下、「本協会」という。）が開設する店頭売買有価証券市場については、昨年 11 月に公表された「JASDAQ 市場の在り方に関する研究会 PART 報告書」において、JASDAQ 市場のより一層の市場機能の発揮及び市場運営の効率化の実現の観点から、市場運營業務を行っている㈱ジャスダックが証券取引所に組織変更し、証券取引所の開設者となる必要がある旨提言されたところである。

これを受けて、本協会及び㈱ジャスダックでは、去る 6 月 4 日に、「㈱ジャスダック証券取引所の創設及び当該創設に伴う本協会関係諸規則の見直しについて」を公表し、パブリック・コメントの募集を行ったところであり、現在、寄せられた意見を考慮しつつ、証券取引所化の推進及び店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等の廃止等の準備を進めているところである（注）。

（注）パブリック・コメントの募集及びそれに対する本協会の考え方は、現在、本協会のホームページに公表しております。このパブリック・コメントの募集とともに、「JASDAQ 市場における「開示注意銘柄」制度の改正等について」に関するパブリック・コメントの募集も参照ください。

このため、今般、㈱ジャスダック証券取引所の創設に伴い、店頭売買有価証券については、所定の手続きを経て、㈱ジャスダック証券取引所に移行される予定であることから（別紙 1 参照）現在、本協会で制定・運用している店頭売買有価証券の関係諸規則（「登録等」、「売買その他の取引」及び「発行会社による会社情報の適時開示等」等の規則等）について、以下のとおり、廃止等の所要の措置を講じることについて、改めて、パブリック・コメントの募集を行うこととしたい（注）。

なお、今回のパブリック・コメントの募集は、㈱ジャスダックが行政当局から証券取引所の免許（証券取引法第 80 条第 1 項に規定する有価証券市場の開設に関する免許）を得て、本年 12 月初旬を目途に証券取引所としての業務を開始することを前提とするものである。

・店頭売買有価証券市場関係の諸規則等の廃止等について

本協会では、「店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等を廃止するための規則」（仮称）を新たに制定し、店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等（別紙 2 参照）を、㈱ジャスダック証券取引所が実際に業務を開始する日（12 月初旬を予定）に合わせて、廃止する旨、規定することとする。なお、具体的な施行日は、㈱ジャスダックが行政当局から免許を受けた後に、決定される予定である。

また、施行日以後においても、施行日前の約定分に係る受渡決済や過誤訂正の取扱い等について経過措置が必要なことから、当該「規則」に付則を設け、施行日以後で「本協会が別に定める日」(平成17年3月下旬を予定)までの間、引き続き、店頭売買有価証券市場に係る関係諸規則等のうち、必要な規定をなお適用することができること等の規定を設けることとする。

(注) 店頭売買有価証券として登録されている有価証券の発行会社は、あらかじめ、所定の登録取消申請及び(株)ジャスダック証券取引所への上場申請を行うことを予定しており、施行日をもって、店頭登録の取消しが行われることとなる。

- ・店頭売買有価証券市場関係の諸規則等の廃止等に伴うその他の規則等の整備
の「店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等を廃止するための規則」(仮称)の制定に伴い、その他の協会規則等について、所要の整備を行うものとする。
具体的な整備の対象となる規則等は、別紙3に掲げるものとする予定である。

・施行時期

この改正は、平成16年12月初旬を目途に施行する。ただし、(株)ジャスダックが行政当局から証券取引所の免許を得て平成16年12月初旬を目途に証券取引所としての業務を開始することを前提とする。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

募集期間：平成16年9月9日から平成16年9月24日17:00まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 まで

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ (Tel: 03-3667-8459)